

平成28年3月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

マグカップに関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4 件
(うち石油ストーブ(密閉式) 1件、石油ストーブ(開放式) 3件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
(うち電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 1件、マグカップ 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
(うち延長コード 1件、コンセント 1件、衣類(ジャケット) 1件、
衣類(Tシャツ) 1件、
電気温風機(セラミックファンヒーター) 1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

凸版印刷株式会社が輸入し、株式会社ローソンが景品として配布したマグカップについて（管理番号A201500834）

①事故事象について

凸版印刷株式会社が輸入し、株式会社ローソンが景品として配布したマグカップにお湯を入れたところ、当該製品の底部が抜けて落下し、足を負傷しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、熱湯を注ぐ等の原因で当該製品が劣化し、破損したものと考えられます。

②再発防止策について

両社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2013年（平成25年）12月2日からウェブサイトへの情報掲載や全国のローソン店舗での告知を行うとともに、同月3日に新聞社告を掲載することにより、破損のおそれがある旨の注意喚起及び代替品への交換（2015年（平成27年）12月31日まで。）を行い、2016年（平成28年）1月1日以降は対象製品の回収を行っています。

③対象製品：景品名、対象店舗、景品交換期間、対象数

景品名	対象店舗	景品交換期間	対象数
リラックマティー マグ	全国の「ローソン」 店舗 10,288店/2013年10 月末現在 「ローソンストア 100」は除く。	2013年9月3日 ～ 2013年11月25日	約173万個

注：対象製品はローソンの秋のリラックマフェア（開催期間：2013年9月3日～11月18日）で景品として配布されていたもの

2013年（平成25年）12月2日からリコールを実施
回収率：17.6%（2016年1月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号A201500834）発生以前の、同社の当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2015年度	0	—	2012年度	—	—
2014年度	0	—	2011年度	—	—
2013年度	2	重傷	2010年度	—	—

<対象製品の外観>



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、破損のおそれがありますので、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

凸版印刷株式会社 景品問合わせセンター

電話番号：0120-281722

受付時間：10時～17時（土・日・祝日を除く。）

株式会社ローソン

ウェブサイト：http://www.lawson.co.jp/contents/cont07/1246206_3310.html

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担当：木原、清重

電話：03-3507-9204 (直通)

FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：下出、鈴木、植杉

電話：03-3501-1707 (直通)

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500824	平成28年2月19日	平成28年3月7日	石油ストーブ(密閉式)	FF-VT55P5	株式会社コロナ	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A201500828	平成28年2月10日	平成28年3月7日	石油ストーブ(開放式)	HSR-211	シャープ株式会社	火災 軽傷2名	当該製品を使用中、建物5棟を全焼し、3棟を部分焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年2月25日
A201500831	平成28年2月18日	平成28年3月8日	石油ストーブ(開放式)	HSR-240L	シャープ株式会社	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A201500832	平成28年3月4日	平成28年3月8日	石油ストーブ(開放式)	RC-P325E	株式会社トヨミ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500827	平成28年2月18日	平成28年3月7日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	KR-H800	鳥取三洋電機株式会社(現 三洋電機株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	茨城県	平成28年3月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201500834	平成28年1月30日	平成28年3月9日	マグカップ	なし	凸版印刷株式会社(株式会社ローソンプランド) (輸入事業者)	重傷1名	当該製品にお湯を入れたところ、当該製品の底部が抜けて落下し、足を負傷した。事故原因は、現在、調査中であるが、熱湯を注ぐ等の原因で当該製品が劣化し、破損したものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年2月29日 平成25年12月2日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:17.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500825	平成28年2月16日	平成28年3月7日	延長コード	火災	店舗で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	コンセントに関する事故(A201500826)と同一
A201500826	平成28年2月16日	平成28年3月7日	コンセント	火災	店舗で当該製品に延長コードを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	延長コードに関する事故(A201500825)と同一
A201500829	平成27年2月5日	平成28年3月8日	衣類(ジャケット)	火災 重傷1名	当該製品を着用してガスこんろを使用していたところ、当該製品に着火し、火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	衣類(Tシャツ)に関する事故(A201500830)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年2月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201500830	平成27年2月5日	平成28年3月8日	衣類(Tシャツ)	火災 重傷1名	当該製品を着用してガスこんろを使用していたところ、当該製品に着火し、火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	衣類(ジャケット)に関する事故(A201500829)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年2月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201500833	平成27年1月15日	平成28年3月8日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年3月1日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電気ストーブ（ハロゲンヒーター）（管理番号：A201500827）

